

日栄発 第26-341-1号  
平成26年11月5日

各都道府県栄養士会長 様  
各都道府県栄養士会医療職域組織代表者 様

公益社団法人 日本栄養士会  
代表理事会長 小松龍史  
(公印省略)

#### 管理栄養士初任者臨床研修病院の推薦について

管理栄養士初任者臨床研修につきましては、管理栄養士臨床研修委員会を中心として検討を重ねております。お陰様で臨床研修病院も別添のように96施設になりました。しかし、臨床研修病院のない都道府県もあり、全国的にはまだ不十分な状態です。

つきましては、この受け入れ施設について、ご推薦をいただきたいと存じますので、別添調査用紙に必要事項をご記入のうえ、12月25日(木)までにご返送いただきますようお願いいたします。

なお、ご協力いただける施設には、おって直接、ご依頼文書をお送りする予定です。申し添えます。

また、現在までに指定された病院(別添)については、原則として引き続き指定病院とさせていただきます。

# 管理栄養士初任者臨床研修要領（案）

制定・施行 平成 3 年 9 月 21 日

一部変更 平成 19 年 4 月 1 日

一部変更 平成 20 年 4 月 1 日

一部変更 平成 21 年 4 月 1 日

一部変更 平成 23 年 6 月 11 日

一部変更 平成 26 年 月 日

## I 研修目的等

### 1. 目的

病院における栄養管理業務の多様化に対応するため、管理栄養士初任者を対象に、臨床栄養学の理論と実際について実地訓練を行い、もって医療スタッフとしての資質向上を図る。また、平成 26 年度から開始された生涯教育と連動して単位取得可能な研修とする。

### 2. 研修参加資格

4 年制大学を卒業した管理栄養士で、病院が研修指導を受諾した者または病院に勤務する者であって、かつ、日本栄養士会会員であること（ただし短大・専門学校卒であっても、管理栄養士ならば、4 年生大学卒業同等とみなす）。

### 3. 研修期間

6 ヶ月（7 時間/日、5 日/週）、ただし、勤務者は 1 ヶ年とする。

### 4. 研修費

研修生はその施設が別に定める研修費を納入しなければならない。

### 5. 管理栄養士初任者臨床研修認定審査会の設置

公益社団法人日本栄養士会医療事業部に、管理栄養士初任者臨床研修認定審査会を設置する。

## II 研修病院指定基準

管理栄養士初任者臨床研修は、管理栄養士初任者臨床研修認定審査会に登録され、かつ次の事項に適合すると承認された病院において行うものとする。

1. 一般病床おおむね 200 床以上、かつ、病床数および患者実数が診療各科に適当に分かれていること。
2. 診療科として内科、外科、小児科が設置されていること。
3. 栄養部門の管理責任者は、管理栄養士または医師であること。
4. 臨床研修の指導責任者を置き、かつ、指導責任者は管理栄養士であり、病院管理経験 10 年以上とする。
5. 栄養食事指導室のスペースが確保され、研修認定審査会が定めたカリキュラムに添った研修計画を指導できる設備を有すること。
6. 臨床栄養に関する研究・研修活動が、常に活発に行われていること。
7. 1 から 6 の条件を満たした病院とほぼ同等の病院であると認定審査会が認めた病院。

## III 研修生応募規程

### 1. 応募資格

4 年制大学を卒業し管理栄養士の資格を有する者、あるいはそれと同等の資格を有し、公益社団法人日本栄養士会会員であること。

### 2. 研修期間

6ヵ月（7時間/日、5日/週）、ただし、勤務者は1ヵ年とする。

3. 身 分

管理栄養士初任者臨床研修生

4. 選考方法

研修生は、管理栄養士初任者臨床研修指定病院（一覧表別紙）において選考する。

5. 応募先

管理栄養士初任者臨床研修指定病院

6. 応募の手続き

下記の書類を希望する管理栄養士初任者臨床研修指定病院に、各1通提出する。

(1) 履歴書

(2) 管理栄養士免許証写し（取得見込み証明書を含む）

## IV 研修認定審査会

1. 審査会の機能

管理栄養士初任者臨床研修修了を認定するために、管理栄養士初任者臨床研修認定審査会（以下審査会と称する。）を設置する。本審査会は次の機能を有する。

(1) 研修病院の指定に関すること。

(2) 研修生の承認に関すること。

(3) 研修生の修了に関すること。

(4) 生涯教育の単位に関すること。

2. 審査会の構成

審査会は、管理栄養士として15年以上の経験を持ち、病院栄養管理責任者としての経験を有する委員5名以上をもって構成する。

委員の互選により委員長1名を選出する。

3. 審査会の開催

審査会は原則として年2回（3月、9月）開催する。（書面会議含む）ただし、必要に応じ、委員長が臨時に開催することができる。

## V 研修修了認定審査基準

1. 認定の条件

認定は審査会の行う選考に合格し、かつ、臨床栄養に携わる専門家としての倫理観を有するものでなければならない。

なお、この判定は委員の1/2以上の同意（委任を含む）を必要とする。

2. 研修修了報告

研修指定病院の指導責任者は研修生が全日程を修了する1ヵ月前に、管理栄養士初任者臨床研修修了予告書（様式第1号）および下記の書類を各1通ずつ審査会に提出する。

①履歴書

②当該年度日本栄養士会会員証写し

③管理栄養士免許証写し

④臨床研修指導責任者の推薦書（様式自由）

3. 審査の基準

認定者の審査にあたっては、次に定める基準によるものとする。

(1) 所定のカリキュラムを6ヵ月以内に修了した者。ただし、勤務者は1ヵ年とする。

(2) 研修指定病院の指導責任者が臨床栄養に携わる専門家として適正と認めた者。

(3) 管理栄養士の資格を有する者。

(4) 審査会の行う選考のレポート審査に合格した者。

4. 研修修了証の交付

審査会は研修修了者に対して、管理栄養士初任者臨床研修修了証（様式第2号）を交付する。交付手数料として2万円（消費税込み）を申し受ける。

5. 生涯教育の単位

平成26年度開始の生涯教育の専門領域「臨床栄養」の次のいずれかの単位とすることが可能である。

- ① 臨床栄養実務研修講義 30 単位
- ② 「認定管理栄養士」認定申請  
「栄養の指導」に関するテーマの事例報告・レポート
- ③ 「認定管理栄養士」更新申請  
自己研鑽による単位のうち事例報告 2 単位